令和７年（2025年）10月

学校給食物資納入業者　殿

八王子市教育委員会

学校給食課長　東郷　信一

令和８年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）

学校給食物資納入業者の登録について（申請・更新のお知らせ）

日頃から、学校給食への御理解、御協力を賜りありがとうございます。

　学校給食における物資の安定供給を図るため、令和８年度（2026年度）から10年度（2028年度）の学校給食物資納入業者の登録事務を実施いたします。引き続き、良質な給食物資の安定的な供給にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

１　登録期間　　令和８年（2026年）４月から令和11年（2029年）３月までの３年間

２　受付期間　　令和７年（2025年）11月17日（月）から28日（金）※土・日・祝日を除く

３　提出方法　　八王子市のホームページより、書類をダウンロードし、提出書類をご準備の上、受付期間中の午前９時から午後５時までに下記受付場所までご持参ください。

なお、ダウンロードができない場合は必要書類を窓口で配布しますので、下記　まで御連絡ください。

【ダウンロード先】

八王子市ホームページトップ画面より　学校給食の物資　で検索

➡「学校給食の物資について」➡「令和８年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）

学校給食物資納入業者の登録について」

４　受付場所　　八王子市元本郷町三丁目２４番１号

　　　　　　　　八王子市教育委員会学校給食課( 市役所７階 )

　　　　　　　　電話（０４２）６２０－７３３１

５　参加要件　　「学校給食物資納入業者登録資格要件確認書（様式2）」の内容を全て満たす者。

６　提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **書類名** | 備　考 |
| １ | **学校給食物資納入業者登録申請書**  **(様式１)** | 申請書提出日を基準日とする。 |
| ２ | **学校給食物資納入業者登録資格要件**  **確認書　　　　 　　 (様式２)** | 内容確認の上、☑をつける。 |
| ３ | **受付票　 　　　　 　 (様式３)** | 太枠内のみ記入。 |
| ４ | **支払金口座振替依頼書(所管課登録用)　 　　　　　　 　 (様式４)** | 八王子市の競争入札参加資格（物品買入れ等）をお持ちの場合は、提出不要。 |
| ５ | **登記簿謄本** | ３か月以内、コピー不可。  個人の場合は不要。 |
| ６ | **営業許可書の写し** | 食品衛生法に基づき、営業許可が必要とされる業種。 |
| ７ | **水質検査結果の写し** | 貯水槽･井戸水を使用している場合。 |
| ８ | **食品衛生監視票** | ３か月以内、コピー可。食品衛生法又は、都道府県食品製造業等取締条例で定められている営業許可が必要な業種。 |
| ９ | **納税証明書** | 法人の場合は、法人市民税。  個人の場合は、個人市民税。  事業所税の納税義務者については、事業所税の納税証明書も提出。 |

７　注意事項

　（１）「学校給食物資納入業者登録申請書」等に基づき書類審査を行います。

　（２）書類審査に加え、必要に応じて申請書等をもとに現地調査を実施し、審査を行う場合があります。

　（３）提出書類は、鮮明で視認性の高いものをご提出ください。

　（４）提出書類はすべてを一括して、左上をとじ、表紙などは付けないでください。

　（５）申請結果については、後日通知いたします。

　（６）提出書類の内容について、確認のご連絡を差し上げる場合があります。

（７） 市外業者でも登録可能ですが、お取引は市内業者を優先しますので御了承ください。

（８）本登録は、学校等が給食物資を調達するに際して、必要な給食物資納入業者を登録す

る制度であり、八王子市立小学校及び義務教育学校、並びに学校給食センターへ給食用物資を納入する資格を得るためのものです。発注責任者は、新鮮で良質かつ市場価格より低廉な食材を購入するという観点で納入業者を決定するため、登録及び契約が購入の確約ではないことをご了承ください。

８　登録後の手続きについて

1. 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合には、「変更届」の提出が必要になります。八王子市のホームページよりダウンロードの上、ご提出をお願いします。

※取扱食材区分の変更や追加がある場合は、営業許可書や食品衛生監視票の写しが必要となる場合がありますので、速やかに教育委員会へ連絡をお願いします。

【ダウンロード先】

八王子市ホームページトップ画面より　学校給食の物資　で検索

➡「学校給食の物資について」➡「小学校給食物資納入業者の皆様へ」の中の「登録業者変更届」

1. 登録期間内の辞退

登録期間中に辞退を希望する場合は、「物資納入業者登録の辞退届」の提出が必要になります。八王子市のホームページよりダウンロードの上、ご提出をお願いします。

【ダウンロード先】

八王子市ホームページトップ画面より　学校給食の物資　で検索

➡「学校給食の物資について」➡「小学校給食物資納入業者の皆様へ」の中の「登録業者辞退届」

９　登録の取消について

契約の締結または履行において以下のいずれかに該当する場合は、学校給食物資納入業者としての登録を取り消すことがあります。

* 不正行為があった場合
* 虚偽の申請や報告を行った場合
* 納入期間内に契約履行の見込みがないと認められた場合
* 不合格品の納入により学校給食の運営を著しく妨げた場合
* その他、契約の目的を達成できないと判断された場合

10　その他

（１）公会計化について

本市の学校給食費は令和８年４月より、市の歳入・歳出予算として会計管理をする「公会計」制度に移行いたします。それに伴い、市の契約事務規則等に基づく契約行為や請求書のやりとり（市の指定様式の請求書を使用）が必要となります。今後も、本市の特色ある給食事業を継続し、児童・生徒に心にも体にもおいしい給食を届けてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

（２）スクールゾーンの通行許可について

　　　 これまで、スクールゾーンの通行許可申請にあたっては、「八王子市学校給食用物資納入業者であることの証明書」を発行していましたが、八王子市教育委員会との契約書があれば申請可能であることを、八王子市内の警察署に確認済みです。そのため、本登録事務では、提出書類から除外させていただきました。申請方法等については、管轄の警察署にお問い合わせください。